

答申第1号

## 答申

### 1 審査会の結論

旧島ヶ原村が昭和54年頃に、木津川大橋上流左岸整備工事に伴って実施した「庭尻地区代替住宅地」造成工事に関するすべての資料（開発図面、現況図、用地買収契約書と関連資料、境界線確定資料を含む）の公開請求に対し、伊賀市長が平成18年12月7日付け18伊島産第233号で行なった部分公開決定は妥当である。

### 2 異議申立の趣旨

平成18年11月28日付で、異議申立人が伊賀市情報公開条例（平成16年条例第15号。）の規定に基づき行なった前記請求について、境界線確定資料を不存在とし、残る文書を部分公開とする旨の決定の取消しを求めるというものである。

### 3 実施機関の部分開示理由説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により本決定が妥当というものである。

①「開発図面」および②「現況図」については、関連する文書で現存するものをすべて異議申立人に対して公開済みである。

③「用地買収契約書」および④「用地買収一覧表」については、条例第7条第1項第2号に該当する個人に関する情報が含まれるため、当該部分を非開示とした上で、部分公開とした。

⑤「境界線確定資料」については、現存しておらず、不存在とした。

### 4 異議申立の理由

旧島ヶ原村が昭和54年頃に、木津川大橋上流左岸整備工事に伴って実施した「庭尻地区代替住宅地造成工事」に関するすべての資料（開発図面、現況図、用地買収契約書と関連資料、境界線確定資料を含む）の行政文書を平成18年11月28日付で請求したが、同工事が重要な工事であったにも関わらず、当時の開発図面、現況図と同工事に伴う地権者から用地を取得した売買契約書、用地買収一覧表、境界線確定資料等が、不存在と部分公開とした処分は不当である。

## 5 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方

情報公開制度は、現に実施機関が保有する情報について公開していくものであり、請求者が必要とする情報が、制度上の行政情報として存在しない場合は不存在である旨の決定をせざるをえない。

ただし、むやみに不存在決定を行うことは、制度の根幹をゆるがすことにもなりかねないことから慎重に行う必要があり、極力請求者の求める情報に近い行政情報を公開することが必要である。

### (2) 本決定の妥当性について

当審査会は、本件対象文書に関し、双方の主張を吟味した上で、以下判断する。

①開発図面および②現況図については、伊賀市情報公開条例に基づいて、関連する文書で現存するものはすべて異議申立人に対して公開済みであり、それら以外には公文書として存在しないとの実施機関の説明に疑いをさしはさむ余地は認められない。このため、すでに公開されている文書を除いて公文書不存在と決定した実施機関の判断は妥当である。

③「用地買収契約書」および④「用地買収一覧表」については、当審査会における審査実施中に、「土地売渡書」および「昭和53年度島ヶ原村土地取得特別会計歳入歳出計算簿」に記録される異議申立人およびその親族に関する契約情報について伊賀市個人情報保護条例に基づく本人開示が実施されており、これにより異議申立ての目的も相当程度に達成されているものと判断される。なお、本人等以外の第三者の氏名、地番・地目、買収面積等は、条例第7条第1項第2号の個人情報に該当するため、実施機関は当該部分を非開示とできることは言うまでもない。

⑤「境界線確定資料」については、確かに異議申立人の主張するように、公共用地購入に伴う境界線の変更に際して、それを記録する文書を作成しておらず、あるいは保管していないのは、文書管理上、望ましい取扱いとは言えない。しかしながら、当審査会が、実施機関の説明を聴取するとともに関係資料の提出を求め調査したところ、異議申立人が求める境界線確定資料を不存在とする実施機関の説明に虚偽があるとは認められず、本請求に該当する公文書が存在しないとする実施機関の本決定は妥当であると言わざるを得ない。

### (3) その他

当審査会の判断は以上であるが、「境界線確定資料」の取扱いについて一言付け加える。

判断の項で記述したとおり、公共用地購入に伴う境界線の変更に際しては、それを正確に記録した文書を役場において保管しておくことが、文書管理上、望ましい取扱いであると考えられる。今後はそのことを踏まえ事務にあたるようにしていただきたい。

## 6 審査会の処理経過

当該審査会の処理経過は、下記のとおりである。

### 記

#### 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年2月 7日	・ 諮問書受理
平成19年2月13日	・ 諮問庁陳述（条例第28条第1項による経過説明、理由説明） ・ 審議 （第1回審査会）
平成19年2月28日	・ 異議申立人陳述（条例第28条第1項による意見書・資料提出） ・ 諮問庁再陳述（条例第27条第1項による公開決定等に係る行政情報提示） ・ 審議 （第2回審査会）
平成19年3月 6日	・ 審議 ・ 答申 （第3回審査会）